

## 1 議 事 日 程

〔平成31年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成31年2月27日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第4号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第2 議案第5号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について  
日程第3 議案第6号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第7号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第8号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議案第9号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について  
日程第7 議案第10号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第11号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について  
日程第9 議案第12号 太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第13号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第28号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について  
日程第12 意見書第1号 統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門田直樹	議員	副委員長	神武綾	議員
委員	長谷川公成	議員	委員	原田久美子	議員
”	徳永洋介	議員	”	柳原荘一郎	議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

なし

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石田宏二	教育部長	緒方扶美
総務部理事	原口信行	教育部理事	江口尋信
議会事務局長	阿部宏亮	総務課長併 選管書記長	田中縁
社会教育課長	中山和彦	経営企画課長	高原清
学校教育課長	吉開恭一	文書情報課長	平田良富
文化財課長	城戸康利	管財課長	柴田義則
文化学習課長兼 中央公民館担当課長兼 市民図書館担当課長	百田繁俊	防災安全課長	齋藤実貴男
文化学習課参事	武島文緒	地域コミュニティ課長	藤井泰人
スポーツ課長	安恒洋一	監査委員事務局長	福嶋浩

会計課長 小島 俊 治

議事課長 花 田 善 祐

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 岡 本 和 大

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

それでは、議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第4号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第4号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中 縁） おはようございます。

それでは、議案第4号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は11、12ページ、新旧対照表は1、2ページからになります。

新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

まず、第16条と第25条につきましては、下線部分の文言の整理を行ったものでありまして、内容についての変更はございません。

次に、3、4ページのほうをお願いいたします。

別表第2、等級別基準職務表の改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、健康福祉部元気づくり課子育て支援センターの所長及び健康福祉部保育児童課ごじょう保育所の所長を課長職として6級に位置づけることに伴う改正でございます。

子育て支援センター所長につきましては、平成29年4月の機構改革において、これまでの子育て相談から児童虐待や児童発達相談等の業務を新センターのほうに位置づけたことによりまして、保護者や児童相談所との連絡調整など、速やかに判断すべき事由が出てきていること、さらに平成32年度末までに求められております子育て世代包括支援センターの設置に向けた取り組みを中心となって取り組んでいく必要があることなどからでございます。また、ごじょう保育所長につきましては、新築移転により保育所の入所定員が200名に増員されたこと、これに伴い部下職員の保育士も急増しまして、保育所長の入所児童、それから職員に対する管理責任が増していること。それらのことを踏まえまして、その職責に応じて課長職として位置づけることとしまして、これに伴い給与の格付を見直すものでございます。施行日は平成31年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第4号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時03分)

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第5号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第2、議案第5号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

管財課長。

○管財課長(柴田義則) 議案第5号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は13ページ、条例改正新旧対照表は5ページをごらんください。

今回の改正につきましては、消費税に係る法律が公布され、同法に基づく消費税法及び地方税法の改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が10%に改正されることに伴い、太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する必要があるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、5ページの条例改正新旧対照表の別表第1の中に、土地及び建物の使用料の額の条文に「100分の108」を明記しておりますので、改正後の「100分の110」の税率に改めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 消費税増税に関しての議案がこれから続くんですけども、最初にちょっと確認したいことがあるんですけど、消費税の非課税取引について、これ以降の議案にもかかわってくるんですけども、住民票とか戸籍抄本の行政手数料は非課税というふうになっていますけれども、この占用料とか、あと以降の施設使用料などは課税対象となるということによろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（柴田義則） お見込みのとおりですということによろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） そのお見込みの、そのとおりでしょうか。

○管財課長（柴田義則） はい。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） もう一点ですけども、施行が10月1日となっていますけれども、これ10%が撤回となった場合は条例改正をもう一回行うということになると思うんですけども、その対応はどのように考えているかというところをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（柴田義則） もし、改正ということになれば、またその時点で対応をすべきものだと考えます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） ということは、また9月議会とか、喫緊であれば、そういうときに改正になるということになりますか。

○委員長（門田直樹委員） 管財課長。

○管財課長（柴田義則） そのような形になると思います。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 全体を通してですけども、水辺公園と総合体育館には一応高校生というくくりがあるんですけども、ほかの公園条例とか小・中学校の施設使用料とかには高校生というくくりがないんですね。全体を通してなんですけれども、そういったところで今後高校生とかというのにも検討していかないと、こっちは高校生の使用料があるけれども、こっちは高校生の使用料がないというふうになってしまうといけないので、ちょっとこれは答弁難しいと思うんなら、もう答弁は結構です。

○委員長（門田直樹委員） 今から先でやります。

○委員（長谷川公成委員） はい。ですので、ちょっと全体を通してです。ちょっと意見として言わせていただきます。

○委員長（門田直樹委員） 回答は。

○委員（長谷川公成委員） 今後どのように、検討課題と思いますが、お考えがあれば、お聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） ちょっと待って。

高校生に関してですか。というのは、公園条例等で、別表等で今から審査する予定ではあるけれども、そこでまた確認しましょうか。よろしいでしょうか。

それとも、全体として今総務部長あたりがやってもいいけれども、一応進みましょうか。

○委員（長谷川公成委員） はい、済みません、いいです。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 反対の立場で討論いたします。

10月に施行されます消費税増税については、判断の根拠となっている勤労統計データの信用性についてまだ国会でも審議がされているところです。税率も5段階になるということで混乱が予想されることから、消費税増税については反対の立場ですので、第5号議案など消費税法改正による議案については反対といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第5号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第6号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案第6号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例につ

いて」の当委員会所管分を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 議案第6号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

資料は、議案書15ページから17ページ、条例改正新旧対照表は6ページから10ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日からの消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、公園の使用料を見直すものでございます。また、あわせて30分間の使用料を新たに定めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 済みません。先ほどのはちょっと削除していただいて結構です。申しわけございません。間違えました。

ですから、ここは小・中学生とか今後いろいろと出てくるんですが、高校生というくくりがないので、今後の検討課題にして、高校生のくくりはやっぱり必要だと思いますので、ちょっとそういったくくりを考えていただきたいと思いますが、もしお考えがあればお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 使用料に関しては、経営企画課が中心となって全体の見直しを行っているところでございます。今回の消費税に伴う部分に関しての便乗的な使用料の改正は、国のほうからしてはならないという通達が参っておりますので、今回は消費税のみになっておりますけれども、将来的には当然料金自体と区分も検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（長谷川公成委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 市内者と市外者の使用料が違うやないですか。そういうトラブルというか、市外の方なのに市内を偽ってとか、逆に市内の方がアスレチックスポーツ公園とか使用したいけれども、なかなかあいていないとか、そういう課題に対して何か対策みたいなものがある

れば、教えてください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 今現在ID登録で市内か市外かを管理しているところですが、実際来られる方に市外者が多く含まれているということはあると認識はしておりますけれども、それをどのようにチェックしていくかということは、今後の課題と考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 同じく梅林アスレチック公園のことなんですけれども、土日、それから祝日のお休みのときに、あそこでトラブルがあったときに緊急で連絡をとりたいというときの窓口は、財団になるのか、スポーツ課になるのか、今どちらになっているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 休みの日は委託先であります財団ということになります。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 財団はいらっしゃるんですかね。管理人さんはいらっしゃるんですけれども、管理人さんが判断できないときに市のほうに連絡をとりたいという場合は、財団のほうに連絡すると、どなたか管理担当の方が出てきてもらえるというふうなことでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 財団の正規の職員は、正規というか担当の職員はいないと思いますので、ちょっとその辺は今後どのようにしていくか、スポーツ課と財団で協議していきたいと思えます。

○委員長（門田直樹委員） 文化学習課参事。

○文化学習課参事（武島文緒） 現状を申し上げますと、財団のほうでは祝日、日曜日のトラブルにつきましては、窓口にはまず通報が入ります、管理人のほうから。その後、私、課長、もしくは係長のほうに電話が入りますので、その都度、今駆けつけているような現状でございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ちょっと関連して私から。

今回利用料に関する内容が審議の対象と思つとるから、運用とかそういうことについてはここで詳しく聞くつもりはなかったんだけど、今幾つか出たけれども、連絡はするというふうに今回答えたんだけど、中には、公園は市の財産ですよね、それを毀損するような行為があったときに対しても、なかなかそういうマニュアルがないとか、そういう研修を受けてないとかというふうな発言もあったというふうに聞いております、ある公園で。

ですから、その辺は職員がそこにおけるわけじゃないので、なかなかそういうふうな連絡が難しい面があるかもしれんけれども、やっぱり管理人さんが、いわゆるパートさんみたいな形だ

ろうけれども、判断できるときはすぐに職員と連絡をとって対応をします。少なくとも事実関係はきちっと記録して連絡をしますと、連絡、相談ですよね。そういったことはすごく大事だから、その辺に意を尽くしていただきたいと思います、意見として。詳しいことは、一般質問をそのうちします。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長(神武 綾委員) 第6号議案についてですけれども、消費税増税に関する内容ですので、先ほどの第5号議案と同じ理由で反対といたします。

ほかには討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第6号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時15分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第7号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第4、議案第7号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(安恒洋一) 議案第7号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

資料は、議案書18ページから21ページ、条例改正新旧対照表は11ページから14ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴

い、学校施設の使用料を見直すものでございます。また、あわせて30分間の使用料を新たに定めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 消費税に関する内容ですので、同じ理由で反対といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第7号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第8号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第5、議案第8号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） それでは、議案第8号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

資料は、議案書は22ページから25ページ、条例改正新旧対照表は15ページから18ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、中央公民館の使用料を見直すものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 消費税関連の内容ですので、反対いたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第8号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第9号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第6、議案第9号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 議案第9号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

資料は、議案書26ページから29ページ、条例改正新旧対照表は19ページから21ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、運動公園の使用料を見直すものでございます。また、あわせて30分間の使用料を新たに定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長(神武 綾委員) 消費税増税に関する改正になりますので、反対いたします。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第9号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時20分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第10号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第7、議案第10号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(安恒洋一) 議案第10号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

資料は、議案書30ページから32ページ、条例改正新旧対照表は22ページから23ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、体育センターの使用料を見直すものでございます。また、あわせて30分間の使用料を新たに定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) じゃあ、私から一つ。質疑が全然ないのもあれです。

前から社会体育として、体育センターも、あるいは学校の体育館等々使わせていただいた経験があるんですけども、よく今30分区切りをつくったということで、これはこれでいいと思うんですよ。この条例の改正案というのは、結局満たないものは30分と、超えたら1時間ということですよ。ところが、それを、要はさっとやめんでぎりぎりまで、要するに掃除とか後片づけを入れての時間ですよ、その辺がきちんとできているかどうか。あるいは、片面使用は料金半額ですよ。あるいは、照明も半分ですたいね。ところが、照明はもう自分たちで全部つけたり、結局最初は半分使いよったけれども、結局全面使ったりとかというふうなことであるなら、もう片面使用というふうなものがどうなのかなあと。管理人さんなんかは注意をされることもあるみたいだし、もう仕方ないと思ってそのままされることもあるみたいで、その辺のところは所管として把握してありますか。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(安恒洋一) 次の団体が予約されている場合は、当然その時間帯に前の団体は片づけ、清掃まで終わっておかないと、次の団体がその時間から入れないということで、その辺は意識はあるかと思いますが、実際次の団体の予約がない場合は、少しは入り込んでいる可能性もあるんじゃないかなと思っております。あと、照明の料金に関しても、ちょっと今後はやっぱり考えていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長(神武 綾委員) 消費税増税に関する内容ですので、反対といたします。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第10号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第11号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について**

○委員長（門田直樹委員） 日程第8、議案第11号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 議案第11号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

資料は、議案書33ページから36ページ、条例改正新旧対照表は24ページから28ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、太宰府史跡水辺公園の使用料を見直すものでございます。また、施設の種別ごとの開園時間を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 料金改正の議案ですが、ちょっと内部のことでもよろしいんですか、委員長。

○委員長（門田直樹委員） 確認程度でお願いします。

○委員（長谷川公成委員） そうですね。

確認というか、今後なんですけれども、水辺公園のロッカーがありますよね。例えば、盗難とかトラブルもあると思いますから、今後の見解なんですけれども、やはり監視カメラ等の設置に関してはいかがでしょうかね。今後検討することとしていくのか、もうやっぱりプライベート空間なんで、そこはちょっと厳しいというお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 更衣室でございますので、脱衣ということがありますので、幾ら盗難防止ということを理由に掲げても、厳しいのではないかと私は思っております。

以上でございます。

○委員（長谷川公成委員） はい、結構です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 市民プールのチケットを何か今度配布するみたいなことが書いてあったと思うんですけども、具体的にわかれば教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉開恭一） 予算審査の中でのお話だというふうに理解しておりますが、ちょっとこの条例の改正とは直接的には関係ないと思っておりますので、この場でどうしてもということであれば、説明することはやぶさかではございませんが。

○委員長（門田直樹委員） 予算でしっかり。よろしいですか。ほかにございませんか。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 小学生の分の超過料が56円になっておりますけれども、これは上げられない、上げられないというか、55円にするとか、そんなのはもうできないんですよね。

○委員長（門田直樹委員） スポーツ課長。

○スポーツ課長（安恒洋一） 現行が56円になって、改正案では。

○委員（原田久美子委員） 80円ですよ。

○スポーツ課長（安恒洋一） はい。ただ、この56円に関しても、指定管理者の企業努力で、実際は50円で、条例上では56円ですけども、市民からいただいている分は50円でございます。

○委員（原田久美子委員） わかりました。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 消費税増税に関する改正になりますので、反対いたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 夏場の野外プールですよ、ありがたいことにかかなりたくさん来られていますけれども、安全面とか、そういった部分で、やはりもうちょっと太宰府市民の方に使っていただきたい部分もあるんで、今後検討していただければと思います。

○委員長（門田直樹委員） それで、賛成ですね。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第11号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時28分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第12号 太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について

○委員長(門田直樹委員) 日程第9、議案第12号「太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

スポーツ課長。

○スポーツ課長(安恒洋一) 議案第12号「太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。

資料は、議案書37ページから41ページ、条例改正新旧対照表は29ページから35ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、総合体育館の使用料を見直すものでございます。また、あわせて30分間の使用料を新たに定めるものでございます。

説明は以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長(神武 綾委員) 消費税増税に関する改正ですので、反対といたします。

○委員長(門田直樹委員) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

○委員長(門田直樹委員) 多数挙手です。

よって、議案第12号「太宰府市総合体育館条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第13号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第10、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長。

○文化学習課長兼中央公民館担当課長兼市民図書館担当課長（百田繁俊） 議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

資料は、議案書は42ページから45ページ、条例改正新旧対照表は36ページから39ページでございます。

今回の改正は、平成31年10月1日から消費税の税率が8%から10%に改正されることに伴い、生涯学習センターの使用料を見直すものでございます。

以上が条例の改正内容でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 消費税増税に関する改正になりますので、反対といたします。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第13号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議案第28号 平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について**

○委員長（門田直樹委員） 日程第11、議案第28号「平成30年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の12、13ページをお開きください。

2款2項1目、総合企画推進費について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高原 清） 2款2項1目、細目990総合企画推進費、25節積立金、歴史と文化の環境整備事業基金積立金510万円についてご説明いたします。

こちらにつきましては、本年度、歴史と文化の環境税収入が8,510万円ほど見込まれますことから、歴史と文化の環境整備事業基金積立金を510万円増額補正するものでございます。

関連する予算といたしまして、補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

こちらにつきましては、環境厚生常任委員会の所管となりますが、1款7項1目歴史と文化の環境税、現年課税分を同額の510万円計上をしております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、9款1項4目7月豪雨災害復旧関係費について説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 12ページ、13ページ、下段になりますが、細目9907月豪雨災害復旧関係費、13節委託料、工事設計監理等委託料900万円の減額、及び関連があります14ページ、15ページ、細目990災害復旧関係費（その他施設等）、13節委託料、測量等調査及び分筆登記書類作成委託料と工事請負費につきましてご説明申し上げます。

補正計上しております予算は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に関するものです。昨年、7月豪雨が激甚災害に指定されたことにより、条件を満たす市内崖地の復旧事業費を9

月、12月の議会において補正予算を計上しておりました。本年1月8日付で国の事業採択通知があり、市内4カ所の事業が認められました。しかしながら、事業採択の審査過程において、基準を満たさない工事区域の不採択により、1,722万3,000円の工事費を減額補正計上しております。

次に、委託料につきましては、この工事箇所縮小に伴う設計費の減額と、県からの予算計上を11款災害復旧費にまとめることの要請もあり、補正予算書12ページ、13ページの9款消防費で9月補正計上しておりました委託料900万円を11款災害復旧費に計上し直し、減額分も調整した結果、測量等及び分筆登記書類作成委託料216万円を増額計上しております。

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業につきましては、事業費総額は9,600万円で、工事設計のための測量、調査、土地の寄附を受ける測量などの委託料2,592万円、工事費につきましては7,008万円となります。

また、この事業に関して歳入の調整も行っていますので、予算書8ページ、9ページ、10ページ、11ページをごらんください。

まず、8ページ、9ページの災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に関する国庫補助金6,003万1,000円の減額計上につきましては、この事業は事業費の50%が国から、40%が県から補助されることになっていきますことから、国庫補助金として予算計上しておりました。しかしながら、福岡県が国の補助金と合わせ90%の補助金を一括して市町村に交付することになっていきますことから、計上しておりました国庫補助金を全て減額し、予算書10ページ、11ページの上段になりますが、県補助金の事業費減額分も調整した3,477万5,000円を計上しております。

県補助金の歳入総額は、事業費総額の9,600万円のうち、対象事業費9,200万円の90%の8,280万円となります。

次に、関連する予算書4ページをごらんください。

4ページの第2表繰越明許費補正をごらんください。

一番下の欄に災害関連地域防災がけ崩れ対策事業9,600万円を繰越明許費として計上しております。1月8日付で国の事業採択通知を受け、2月12日に福岡県に事業費の交付申請を行い、現在交付決定を待っているところです。

事業期間についての年度内の完了が難しいことから、繰越明許費とさせていただいております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） 13ページの990の委託料の説明のときに、市内4カ所が認定されて、不採択の分が減額というふうにおっしゃったんですけれども、この不採択になった場所の

対応は市が一般財源として行うということになるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 市内4カ所、これは事業費として民有地が対象になってきます。

それで、いわゆる補助以外の負担につきましては、市のほうの単独費をつぎ足すということで、事業を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 失礼しました。

当初6カ所ということで事業を考えておりました、2カ所については事業の、いわゆる基準に満たないということで、実際落とされております。その2カ所につきましては、やはり事業規模が小さいとかということで、ましてや民有地ということもありますので、市のほうでは事業を行わないということで考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、14、15ページの11款1項1目財源更正について説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（城戸康利） 11款災害復旧費、1項文教施設災害復旧費、1目文化財施設災害復旧費の財源更正について説明します。

これは、7月の雨で崩れました水城跡の災害復旧に関するものでございます。一般財源170万円を組んでおったところですが、新たに市債、起債が可能であるということが判明したため、財源更正を行いまして、地方債170万円を上げ、一般財源170万円を落とすものでございます。

関連しまして、歳入のほう、10ページ、11ページをごらんください。

21款市債、1項市債、7目の災害復旧債の部分ですが、ここに170万円を増額いたしまして、災害復旧債合わせて2億600万円ということになります。

さらに、地方債補正、4ページをごらんください。

第3表地方債補正のところでございます。

これが同じく170万円を増額しておりまして、補正後の限度額が1億3,220万円ということになっております。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳出の説明を終わります。

それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書10、11ページをお開きください。

18款1項1目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長(高原 清) 18款1項1目6節財政調整資金繰入金1億8,510万9,000円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、本補正の調整財源として繰り入れるものでございます。これによりまして、今回の補正後の財政調整資金の残高でございますが、予算ベースで25億9,849万9,235円となります。

説明は以上でございます。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 以上で歳入の説明を終わります。

それでは次に、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正の審査に入ります。

学校施設整備基本構想案策定事業について説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長(中山和彦) 繰越明許費補正についてご説明申し上げます。

10款教育費、2項小学校費、学校施設整備基本構想策定業務(小学校分)と、10款3項中学校費、学校施設整備基本構想策定事業(中学校分)につきましては、計上理由が一緒なので、あわせてご説明させていただきます。

これにつきましては、平成30年度9月補正でご承認いただいております学校施設整備基本構想案策定業務、小学校分が194万4,000円、中学校分も同じく194万4,000円の委託料に当たります。9月議会でご説明申し上げましたとおり、平成31年度までの継続事業となっております。平成30年度予算分の前金払いにつきましては、契約業者からの請求がなされないという確認がとれたため、繰越明許費を平成31年度分に補正させていただき今回の計上とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○委員長(門田直樹委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） この策定事業なんですけれども、小・中学校同じ業者さんに委託されているんでしょうかね。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 小学校、中学校合わせまして発注、一本で発注をかけさせていただいておりますので、1つの業者ということになります。

○委員長（門田直樹委員） 神武副委員長。

○副委員長（神武 綾委員） それと、今進捗ほどの程度まで行っているかというのを教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 1月末に入札を行いまして、それまでに内部での協議がありまして、1月に入札になっています。その後、業者と行程等の協議をいたしまして、今現在は、業者のほうが現地確認等をしている状況にあるかと思います。

よろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、以上で第2表繰越明許費補正の説明、質疑を終わります。

それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第28号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 意見書第1号 統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

○委員長（門田直樹委員） 日程第12、意見書第1号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」を議題とします。

この意見書第1号について協議を行います。

ご意見はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 今回の意見書なんですけれども、やっぱりよく考えないといけないのが、もしこれが本市で起きた場合、委員としてどのような立場をとるかというところで、今回ちょっと国なので、意見書というふうな提案しかできないので、やはりこういった形できちっと真相究明と信頼回復を求める意見書には、ぜひとも賛同すべきだと思います。

やっぱり足元を見ると、本市で起きたことを考えて、この意見書に私は一応賛成委員でもありますので、賛同すべきだと私は思います。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） ほかに。

原田委員。

○委員（原田久美子委員） 反対の意見で申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） ちょっと、反対等はあれですけれども。

○委員（原田久美子委員） 反対じゃなくて、意見で。

○委員長（門田直樹委員） じゃなくて、討論は討論でありますからね。

○委員（原田久美子委員） 討論していいですか。

○委員長（門田直樹委員） いや、討論はまだまだ。今からしますけれども、意見ということではいろいろ自由に言ってください。

○委員（原田久美子委員） 統計問題の真相究明と信頼回復を求める意見書につきましては、勤労統計の不正調査は民主党政権を含めて長く続いてきた問題だと思います。信頼回復に向けての政府の統計も含め、徹底した検証を行って、表明されております。現在、再調査をしている状態でございますので、国会での各党の議論中でもありますので、この意見書につきましては、現時点で賛同いたしかねます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 協議ということで意見なんですけれども、何か討論みたいはどうしてもなりたいね。

ご意見はほかにございませんでしょうか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで協議を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 賛成の立場で討論に参加します。

統計不正問題については、やはり不正があったことによって寄附を受けられない方が、税金の徴収は厳しいんやけれども、やっってはならないことが国として施策として起きたということ、これはもう政党関係なく正しく究明せないかんのやないかと。このミスによって約800億円ほど急に補正を出してやった、まだ国の施策として一番信用のある数字というのを確実にしていただくように、国に意見書を提出するという事は大事なことやないかなと思っています。

○委員長（門田直樹委員） ほかに。賛成討論等はありませんか。

よろしいですか。

柳原委員。

○委員（柳原荘一郎委員） 反対の立場で討論したいと思います。

今現在真相究明のための再調査というのは既に進行中であるというふうに思います。昨日、再調査の取りまとめも行われたと、近く公表がなされるというふうに報道も伺っております。そうした推移を見ていく中で、当然給付の是正、また再発防止というものは取り組んでいかれるものというふうに思っていますので、現時点において、当議会での意見書の採択は必要ないという立場での討論です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

したがって、意見書第1号「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成3名、反対2名 午前10時51分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年5月21日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹